

1 利 用 方 法

(1)調査対象及び事業

対象事業数表参照

(2)集計の方法及び用語の定義

ア 使用料制度に関する調

(ア)使用料体系

使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるのかを体系化したものである。

なお、本欄は一般家庭用の使用料体系を示したものである(複数回答)。

- ・水道料金比例制

上水道の料金に一定の率を乗じた金額を下水道の使用料とする制度をいう。

- ・従量制

1 m³当たりの使用料を定め、利用者が排出する水量に応じて使用料を徴収する制度をいう。

- ・基本使用料

基本使用料とは、使用水量にかかわらず賦課される使用料のことであり、基本水量が賦与されるものとそうでないものとに分かれる。

- ・累進制

使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のことをいう。

- ・定額制

1世帯当たり又は1人当たりの使用料を定め、その数に応じて使用料を徴収する制度をいう。

- ・水質使用料制

排水の量的な側面のみならず質的側面にも着目し、排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度をいう。

(イ)使用料対象経費

本欄は、汚水処理に係る経費のうち、下水道使用料の積算基礎の対象とした経費を使用料収入でどれだけ回収しているかについて4つの区分で表したものである。

本表は、次の区分により表示している。

1. 維持管理費、資本費の全部
2. 維持管理費の全部、資本費の一部

3. 維持管理費の全部

4. 維持管理費の一部

なお、内訳欄には使用料対象経費欄が「2」又は「4」の場合にそれぞれ「資本費の一部」・「維持管理費の一部」の内訳を次の区分に従い表示している。

(1)	算入率	80%～	(4)	算入率	20～40%
(2)	〃	60～80%	(5)	〃	～20%
(3)	〃	40～60%			

(ウ) 徴収時期

本欄は、下水道使用料の徴収時期を 1. 毎月、2. 隔月、3. その他に区分して表示している。

(エ) 徴収方法

本欄は、(1) 集金制・納付制・口座振替制・コンビニエンスストア納付制・クレジットカード納付制・QR コード（バーコード）決済制、(2) 直営・委託の 2 通りに大きく分けて徴収方法を表示している。なお、(2) 委託の内訳については次のように区分して表示している。

団体内部 ～ 当該地方公共団体内部に料金徴収を委託している場合

他 団 体 ～ 他の地方公共団体又は一部事務組合に料金徴収を委託している場合

そ の 他 ～ 民間等上記以外に料金徴収を委託している場合

(オ) 消費税及び地方消費税の転嫁状況

本欄は、令和 6 年 3 月 31 日現在で、下水道使用料に消費税及び地方消費税が転嫁されているかを表したものである。

なお、全部転嫁欄は消費税及び地方消費税(10%)を転嫁している場合について、一部転嫁欄は消費税のみを転嫁し地方消費税を転嫁していない場合など一部のみを転嫁している場合について、未転嫁欄は消費税及び地方消費税を全く転嫁していない場合について、各事業の団体数や割合を表示している。

(カ) 処理区域内人口別平均使用料

本欄は、令和 6 年 3 月 31 日現在の一般家庭用使用料(20 m³/月・消費税及び地方消費税込み)について、処理区域内人口別の単純平均を表したものである。

なお、戸割、人頭割等の使用料を設定している団体にあつては、世帯員数を 3 人とした場合の使用料としている。また、地区別等、複数の使用料体系を設定している場合は、一番有収水量の多い使用料体系での額としている。

特定公共下水道については主として特定事業者の事業活動に利用され一般家庭で

は使用することが少ないために、林業集落排水施設、簡易排水施設、漁業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設についてはサンプル数が少ないために、また、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については処理区域内人口区分がないために、それぞれ省略した。

(キ)一般家庭用 20 m³/月当たり下水道使用料に対する事業数分布

本欄は、処理区域内人口別の下水道使用料の分布を示したものである。

なお、特定公共下水道については主として特定事業者の事業活動に利用され一般家庭では使用することが少ないために、林業集落排水施設、簡易排水施設、漁業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設についてはサンプル数が少ないために、また、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については処理区域内人口区分がないために、それぞれ省略した。

イ 使用料改定団体に関する調

本欄は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に下水道使用料を改定した団体(消費税及び地方消費税による改定の場合は除く。)について、処理区域内人口別にまとめたものである。

(ア)下水道使用料改定団体

本欄は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に下水道使用料を改定した団体(消費税及び地方消費税による改定の場合は除く。)を挙げたものである。

使用料改定欄中平均使用料改定率については、消費税及び地方消費税相当部分を除いた実質的な使用料の改定率を表示している。なお、平均使用料改定率は、水量ランク別使用料改定率の単純平均でなく、加重平均である。

(イ)使用料算定期間

改定した下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算した期間を記入したものである。